（国税庁長官官房東京派遣主任国税庁監察官）同　宮本　英紀
（大阪国税局総務部税務相談室主任税務相談官）同　福本　恭久
（出水税務署長）同　串部　雅裕
（大阪国税局総務部税務相談室主任税務相談官）同　富田　哲男
山本　晃義　浅井　一宏
大阪国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（高松国税局課税部資産課税課長）財務事務官　阿部　義弘
大阪国税不服審判所京都支所長（国税審判官）を命ずる
（大阪国税局総務部税務相談室主任税務相談官）同　清水　清継
須賀　永扇
大阪国税不服審判所京都支所国税審判官を命ずる
（各通）
（広島国税局課税第一部資産課税課長）財務事務官　入澤　祐爾
大阪国税不服審判所神戸支所長（国税審判官）を命ずる
（大阪国税不服審判所国税審判官）同　大宅　孝治
（大阪国税局総務部営繕監理官）同　井上　浩樹
福永　智子
大阪国税不服審判所神戸支所国税審判官を命ずる
（各通）
（大阪国税不服審判所神戸支所国税審判官）財務事務官　山内　健士
大阪国税局徴収部特別国税徴収官を命ずる
（名古屋国税不服審判所管理課長）同　伊藤　和義
広島国税不服審判所部長審判官（国税審判官）を命ずる
（広島国税局総務部主任税務相談官）同　弘津　信行
（国税庁長官官房広島派遣国税庁監察官）同　鯉谷　賢志
広島国税不服審判所国税審判官を命ずる（各通）
（大阪国税不服審判所国税審判官）同　園田　勝清
広島国税不服審判所岡山支所長（国税審判官）を命ずる　鈴木　尚也
広島国税不服審判所岡山支所国税審判官を命ずる
（広島国税不服審判所国税審判官）同　益野　貴広
（東京国税不服審判所国税副審判官）同　笹方　正
国税不服審判所沖縄事務所国税審判官を命ずる
（各通）
（国税不服審判所沖縄事務所国税審判官）同　宮　義一
辞職を承認する（以上七月十日）
（国税庁次長）財務事務官　藤井　健志
国税庁調査査察部長事務取扱を命ずる
（国税庁調査査察部長）同　柴崎　澄哉
財務省に出向させる（以上七月十一日）
（財務省大臣官房企画官）財務事務官　菅　哲人
関東信越国税局課税第一部長を命ずる
（関東信越国税局長兼関東信越国税局課税第二部長事務取扱）
同　刀禰　俊哉
関東信越国税局課税第二部長事務取扱を免ずる
（国税庁長官官房付）同　平井　美佳
関東信越国税局課税第二部長を命ずる
（東京国税局調査第一部長兼東京国税局調査第一部次長事務取扱兼東京国税局調査第一部国際情報第一課長事務取扱）
同　山縣　哲也
東京国税局調査第一部次長事務取扱を免ずる
東京国税局調査第一部国際情報第一課長事務取扱を免ずる
（東京国税局査察部長兼東京国税局査察部次長事務取扱）同　坂本　成範
東京国税局査察部次長事務取扱を免ずる
（名古屋国税局長兼名古屋国税局課税第一部長事務取扱兼名古屋国税局査察部長事務取扱）
同　垣水　純一
名古屋国税局課税第一部長事務取扱を免ずる
（関東信越国税局課税第一部長）
同　坂東　正啓
名古屋国税局課税第一部長を命ずる（以上七月十四日）
（名古屋国税局長兼名古屋国税局査察部長事務取扱）財務事務官　垣水　純一
名古屋国税局査察部長事務取扱を免ずる
（警察庁長官官房付）警視正　菅沼　哲矢
財務事務官・名古屋国税局査察部長を命ずる（以上七月二十四日）
（国税庁長官官房付）財務事務官　菅野　隆
国税庁課税部資産評価企画官付財産評価手法研究官を命ずる
（名古屋国税不服審判所長（首席国税審判官）同　作田　隆史
国税不服審判所管理室行政救済分析官を命ずる
（東京地方検察庁検事）検事　松本　美緒
財務事務官・関東信越国税不服審判所国税審判官兼務を命ずる
（国税庁長官官房付）財務事務官　西　聡
名古屋国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる
（同）同　住倉　毅宏
金沢国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる
（金沢国税不服審判所長（首席国税審判官））同　出村　仁志
国税庁長官官房付を命ずる（以上八月一日）
（国税庁長官官房国際業務課国際課税分析官）財務事務官　渡邉　英之
辞職を承認する（八月九日）
（国税庁次長兼国税庁調査査察部長事務取扱）財務事務官　藤井　健志
国税庁調査査察部長事務取扱を免ずる
（財務省大臣官房付）同　金井　哲男
国税庁調査査察部長を命ずる
（国税不服審判所管理室行政救済分析官）同　作田　隆史
税務大学校研究部教授兼務を命ずる（以上八月十日）
（税務大学校副校長兼税務大学校専門教育部長事務取扱）財務事務官　谷口　裕之
税務大学校専門教育部長事務取扱を免ずる（八月十一日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　後藤　真一
税務大学校長を命ずる
（税務大学校長）同　田中　修
財務省に出向させる（以上十月一日）